

下野市農業青色申告会は現在活動中

下野市農業青色申告会は下野市内で農業経営を営む青色申告者などから構成され、記帳に基づく経営の合理化と適正な納税及び会員相互の親睦を図ることを目的として、平成18年6月23日に旧三町の農業青色申告会を統合して設立されました。設立してからまもなく一年が経ちますが、会の活動について少し紹介したいと思います。

会員数は現在165名と下都賀地区内の農業青色申告会の中では比較的会員数の多い会です。

主な事業としては、青色申告制度のスケジュールに併せて、税理士や指導員等による計画的な簿記記帳指導会を行なっています。特に確定申告の時期には、税理士による個別指導会を開催しており、各会員自身の申告書等を用いて税理士からきめ細かい指導を受けることができます。

また、税制改正により消費税の課税対象者が増加したことに伴い、講師を招いた消費税に関する指導会や申告時期の税理士による個別指導会も開催しています。

そして、近年パソコンを利用して簿記を行う方も増えてきているため、パソコン利用者を中心に定期的にパソコンによる簿記記帳指導会も開催しています。これからパソコンを始めたい、パソコンによる簿記とはどんなものという理由で参加される方もいますので、これからさらに増えるのではないかと思います。

今後は、要望や状況に応じて事業を展開していく予定です。



コラム

青色申告とは、事業所得、不動産所得、山林所得のある方が、一定の帳簿を備えて収入や経費など毎日の取引を記帳し、その帳簿に基づいて正しい所得や税額を計算して申告をする制度です。青色申告を行なう納税者には税制上様々な特典が与えられます。農業所得がある方は、所管の税務署に申請することにより青色申告ができます。